

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和6年度の保険料の額を7月中にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、令和6年度の1年間の保険料の額や支払方法についての通知書を7月中に送付します。

●保険料の計算のもとになるのは

令和6年度の保険料は、令和5年中の所得をもとに計算されます。

●保険料の支払方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されている方は、その金額を年金から直接お支払いいただきます。「普通徴収」の欄に金額が記載されている方は、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

8月1日から有効の新しい被保険者証を7月中にお送りします

●被保険者証を8月1日に更新します

更新に伴い、現在、後期高齢者医療制度に加入している方全員の被保険者証が新しくなります。新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便で発送します。



薄緑色(うぐいす色)になります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」、
「限度額適用認定証」を更新します

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」、 「限度額適用認定証」とは

入院時や高額な外来診療を受けるときに、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者の方は「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関の窓口でのお支払い上限が限度額までとなり、さらに非課税世帯の方は入院時食事代が減額されます。

●対象となる被保険者の方

限度額適用・標準負担額減額認定証 令和6年度の住民税(町・県民税)が世帯全員非課税の方
限度額適用認定証 令和6年度の住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方

●手続き方法

- ① 昨年から引き続き対象の方 新しい被保険者証に同封して郵送します。(申請手続きは不要です)
- ② 対象の方で認定証をお持ちでない方 被保険者証(または資格確認書)を持参のうえ、住民課保険年金担当で申請してください。

★マイナ保険証をお持ちの方は、認定証は不要です。

みんなで支えあう

国民健康保険

8月1日から国民健康保険の被保険者証が新しくなります

国民健康保険(国保)被保険者証は8月に更新となり、有効期限が令和6年7月31日となっている被保険者証(桃色)は使用できなくなります。8月1日からご使用いただく被保険者証(紫色)を7月中に簡易書留郵便で発送しますので、病院などへ行かれる際は、新しい被保険者証をお持ちください。

※新しい被保険者証がお手元に届いていない場合や、住所・氏名などに変更がある場合は、すみやかに住民課保険年金担当までご連絡ください。

※社会保険など、別の被保険者証をお持ちの方に国保の被保険者証が届いた場合は、社会保険などの被保険者証、マイナンバーがわかる書類、本人確認ができるものを持参のうえ、住民課保険年金担当で国保の資格喪失手続きをしてください。



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
滋賀県後期高齢者医療広域連合

☎0748-5216584
☎077-52213013

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
☎0748-5216584

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の納付が困難な場合は ご相談ください

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により免除または猶予される制度があります。

① 保険料申請免除制度

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

※保険料の一部が免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）になる方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付しなければ未納と同じ扱いになります。

② 納付猶予制度

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

また、令和5年度に保険料の全額免除または納付猶予された方で、申請時に翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予を希望された方は、申請手

続きが不要です（退職や被災等の特別な事情で承認された場合や世帯構成等に変更があった場合には、改めて申請手続きが必要です）。

③ 学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として4月から翌年3月までです。

※各種申請の手続きは申請月の2年1か月前までさかのぼって申請できます。

※手続きには、基礎年金番号通知書または年金手帳をご持参ください。なお、会社等を退職された方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証を、学生納付特例を申請される方は学生証を併せてお持ちください。

◆ 問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課
☎077-567-2220
住民課 保険年金担当
☎0748-52-6584

糖尿病を予防して 健康寿命をのばしましょう！

日本の糖尿病が強く疑われる人の割合は男性19・7%、女性10・88%で男女合わせると1900万人います（令和元年度の国民健康栄養調査）。

糖尿病ってどんな病気？

血液中のブドウ糖の割合を血糖値といい、血糖値が必要以上に高くなった状態が慢性的に続くのが糖尿病です。

血糖値は、糖の吸収を手助けするインスリンというホルモンによって、一定の範囲に保たれています。しかし、インスリンの量が不足したり、働きが悪くなると、血糖値が上がってしまいます。

糖尿病は大きく分けて2つのタイプがあります。すい臓でインスリンがつかられない「1型糖尿病」と、遺伝や生活習慣が原因の「2型糖尿病」で、日本では糖尿病患者の90%以上が2型糖尿病です。

糖尿病は初期の段階では自覚症状がほとんどなく、検査をしないとわからない病気で、血糖値が高い状態を放置すると血管が傷つき、さまざまな合併症を引き起こします。心臓病や脳卒中など、死亡リスクの高い病気につながる動脈硬化とも関係しています。

糖尿病になりやすいのはどんな人？

- ・肥満指数が高い人
- ・家族に糖尿病の患者がいる人
- ・高血圧の人
- ・喫煙をする人
- ・飲酒をする人

生活習慣を改善して
糖尿病の発症・重症化を
予防しましょう！



◆ 問い合わせ先

福祉保健課 保健担当
☎0748-52-6574